

告示

埼玉県告示第二百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第六項において準用する同条第五項の規定により、都市計画区域を次のとおり変更する。

令和八年四月三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 変更に係る都市計画区域の名称
行田都市計画区域

二 変更に係る土地の区域
令和八年二月一日における埼玉県行田市の行政区域の全域